

山形保険医新聞

Yamagata medical practitioners newspaper

発行
山形県保険医協会
〒990-0043 山形市本町二丁目1の2フコク生命ビル
電話 023 (642) 2838
FAX 023 (642) 2839
購読料 年共1ヵ月 500円
印刷 コロニー印刷
第519号

2月号 TOPICS

- 2面…保険証廃止反対インタビュー
- 3面…病院向け講習会
- 4面…審査情報提供事例
- 5面…日本の城郭こぼれ話
- 6面…気になるワインの話



芳賀道也参院議員に要望書を手渡す中島理事長(右)

システムを構築するベンダーも足りず、現実的に4月義務化は間に合わない状況であること、高齢医師を中心に廃業を検討せざるを得ないという切実な声があること、既に導入した医療機関でもシステムトラブルが頻発していることなどを訴え、義務化の撤回・延期と幅広い除外措置、補助金

オン資 4月義務化 撤回・延期求め要望 芳賀道也参院議員と懇談

中央社会保険医療協議会(中医協)でオンライン資格確認の導入状況、義務化の除外対象や経過措置などの検討が続いていた12月16日、協会は厚労大臣と県選出国会議員5名、中医協会長の小塩隆士氏を始め中医協委員23名に義務化の撤回・延期等を求める要望書を送付した。

この間オンライン資格確認導入義務化について協会・参議院厚生労働委員会に所属する芳賀道也議員は、21日には、参議院議員の芳賀道也氏が協会を訪れ、中島幸裕理事長が要望書を改めて手渡し懇談を行った。

中島理事長は委員会での質問に謝辞を伝えつつ、「国のやることは拙速すぎる。オンライン資格確認をやるなどというのではなく、

一律な義務化は無理がある」と訴え、さらに尽力いたたくよう要望。芳賀議員は、「国も物理的に無理だとわかっていて」、「歯科の先生から、ランニングコストもかかり閉院を考えている」という声も聞いている。

高年齢の先生方にも医療を担っていただかないと山形は大変だ」と応じた。23日に行われた中医協総会では、3月末までにシステム導入が完了できない場合

合などの「やむを得ない事情」6項目と経過措置、診療報酬上の新たな評価が答申された。マイナ保険証普及のための診療報酬上の評価「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」は、4月から改定され、12月末までの特例で、従来の保険証を持参した場合は初診時4点から6点へ引き上げ、再診時にも2点を加算。マイナ保険証持参の場合は現行の初診時2点のまま据え置かれた。

オンライン資格確認の「経過措置」の猶予届出を 医療機関等向けポータルサイトのフォーム等で受付中です

令和5年4月からオンライン資格確認の導入が原則義務付けられているところ、令和4年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関に期限付きの経過措置を設けることについて、令和5年1月17日付で、省令の一部を改正する省令が公布されました。

経過措置対象の保険医療機関は、医療機関等向けポータルサイトまたは郵送で**事前に届出を行う**必要があります。具体的な詳細については、厚生労働省 HP や医療機関等向けポータルサイトのオンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページ等をご確認ください。

オンライン資格確認の「経過措置」の猶予届出について

医療機関等向けポータルサイトでオンライン資格確認の経過措置の猶予届出の受付が開始されました。やむを得ない事情がある保険医療機関においては下記を確認し、**遅くとも令和5年3月31日までに**猶予届出を提出してください。(やむを得ない事情については、本紙の3面をご確認ください)

<猶予届出については、原則下記のオンラインにてご提出ください>

医療機関等向けポータルサイトフォームでの届出

1. 医療機関等向けポータルサイトトップページ上部右の「既にアカウントをお持ちの方はログイン」ボタンをクリックし、ログインしてください。
2. ログイン後、マイページから「**オンライン資格確認導入の猶予届出**」をクリックしてください。
3. 届出理由を選択し、選択した猶予類型に紐づく情報を入力してください。

※**猶予届出の提出には、医療機関等向けポータルサイトのアカウント登録が必要です。**

医療機関等向けポータルサイトでの届出が困難な場合、郵送での届出が可能です。

1. 猶予届出書の様式を、厚生労働省 HP 又は医療機関等向けポータルサイト等から、ダウンロードしてください。
2. 必要事項をすべて記載してください。(必要に応じて添付書類もご用意ください)
3. 社会保険診療報酬支払基金へ猶予届出書(紙媒体)を郵送してください。

(送付先)

〒105-0004

東京都港区新橋2丁目1番3号

社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課 行

※郵送の際、封筒の表面には、赤字で「**猶予届出書在中**」と記載してください。

猶予届出の提出方法や記載事項等の詳細は、医療機関等向けポータルサイトのオンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページ等をご確認ください。

義務化特設ページ▼



経過措置の対象となる保険医療機関は3面参照 ▶▶▶

年末の番組では、タモリが現在を「新しい戦前でしょう」と不吉な予測をしていましたが、戦争より平和と協調の研究に真剣に取り組む時でしょう。

先日NHKで、日本企業の研究部門が徐々に減っている特集をしていました。寂しい限り。これまでのノーベル賞を次々とつぎの日本の技術開発の伝統は風前のともしび。さらに新型コロナウイルスの蔓延やロシアによるウクライナ侵攻が世界を一変させてしまいました。国家間の貿易や商取引は疑心暗鬼とともに瓦解し、食料や資源の奪い合いの様相です。研究開発どころではないのでしょうか。今後この世界の経済格差、貧富の拡大が新たな争いの種にならなければいけません。

「実はうちのメーカーは研究開発部門をやめました。海外の薬を輸入して国内販売に専念します」とのこと。日本の少なからぬ企業で流通のみに特化するところが増えている様子。確かに研究開発は何年も地味な努力をして「ものになる」商品ができればいいが、失敗の可能性も高い。株式会社では、何年ものかかるリスクのある研究に投資するより、利益の確実な目先の商品で、すぐ株主にアピールしたいのでしょう。

1月時点でマイナ保険証に対応している医療機関は全体の約4割にとどまる。このような状況で、従来の保険証を利用する患者に負担増を強いる暴挙は許されない。

製薬メーカーにそろそろ新薬出ないの? と聞いたら、「